

兵庫県立尼崎西高等学校いじめ防止基本方針

兵庫県立尼崎西高等学校

平成 26 年 4 月 制 定

平成 27 年 4 月一部改訂

平成 28 年 4 月一部改訂

平成 29 年 4 月一部改訂

1 学校の方針

校訓である「法を敬う」「事を正しくする」「友情を厚くする」を教育活動の根底に据え、知・徳・体の調和がとれ、生涯を通じて自らの夢や志の実現に主体的に取り組める人物の育成に努めている。

そのためには、自尊感情の高揚や自他を尊重する心、公共のために尽くす心など、豊かな人間性を育むことが重要であると考え、全校生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組める学校づくりを推進しなければならない。

従ってここに、全教職員が生徒とともにいじめを許さない指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するための「いじめ防止基本方針（いじめ防止全体計画）」を定める。

2 基本的考え方

本校は、平成 24 年に 50 周年を迎え、完成した新校舎では、太陽光パネルや屋上・壁面緑化によるエコ対策が施され、教室には天然木を使用するなど、心と体に優しい快適な学習環境が整い、新生尼西として再スタートを切った。時を同じくして、新類型である「スポーツ・コミュニケーション類型」を設置し、スポーツの特性を生かした社会参画や野外活動等の身体活動を通じて、自己責任や克己心、フェアプレーの精神を培うとともに、仲間や指導者との交流を通してコミュニケーション能力を育む教育活動を展開している。また、東日本大震災に係わるボランティア活動や地域の保育園・特別養護老人ホームへの交流活動、阪神淡路大震災メモリアルウォークとして実施している「尼西強歩大会」や小学校・地域を巻き込んだ防災教育活動等、様々な体験活動を通して心豊かな人づくりを進めている。

いじめについては、平素より、生徒個人々の学校生活や家庭環境等を敏感に把握したきめ細やかな対応も行っているが、いじめ根絶に向けた一層の対応を充実させるため、教職員が生徒とともに以下の体制を構築し取り組むこととした。

3 いじめ防止等の指導体制等

(1) 日常の指導体制

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

(別紙 1 校内指導体制及び関係機関)

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない早期発見のためのチェックリストを別に定める。

(別紙 2 チェックリスト)

(2) 未然防止等の年間指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、い

じめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図り、心の教育総合センターが開発した「いじめ未然防止プログラム」などを活用した校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

(別紙3 年間指導計画)

(3) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

(別紙4 組織的対応)

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

誰からも信頼される高校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、地域懇談会、学年懇談会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針を見直すに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

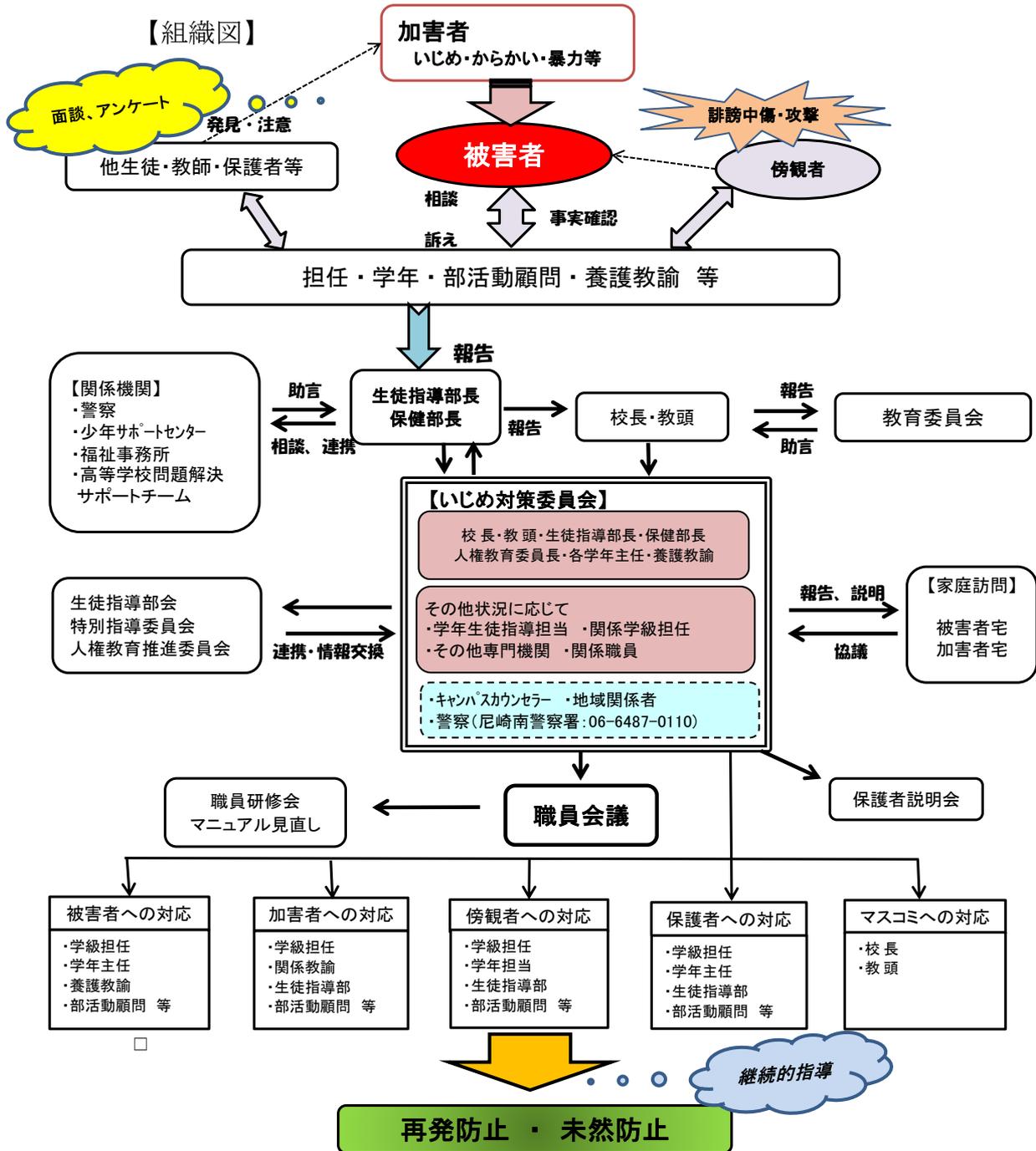
I 校内指導体制及び関係機関

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をしたため、児童生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。

そういった状況を避けるためにも、いじめ対策委員会を開催し、今後の指導方針を立て組織的に取り組むことが必

いじめ対策委員会について

- 校長、教頭、生徒指導部長、保健部長を中心に、学年主任、養護教諭で編成する。
(事案の状況に応じて、関係職員及びキャンパスカウンセラー、学校評議員、警察などを入れてメンバーは適宜編成する)
- 特別支援及び生徒指導委員会と兼ね、事案解決後も継続的に指導・支援するために状況に応じて個別支援計画を立てることもある。



温かい学級経営や教育活動を学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し、教職員が心を通い合わせる学校づくりを推進する。

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の生徒が残る
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある

いじめられている生徒

◎日常の行動・表情の様子

- 活気はなくおどおどし、話す時不安な表情をする
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 忘れ物が多くなったり、提出期限が守れなくなる
- 常に周囲の行動を気にし、目立たないようにする
- 悪口を言われても言い返さず、愛想笑いをする
- わざとらしくはしゃいでいる
- 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる
- 遅刻・欠席が多くなる
- ときどき涙ぐんでいる
- 周囲が何となくざわついている
- 発言を強要され、突然個人名が出される
- にやにや、にたにたしている

◎授業中・休み時間

- 発言すると冷やかされたり、周囲がざわつく
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 決められた座席と違う場所に座っている
- 遊びだと友人とふざけているが、表情がさえない
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる
- ひどいアダ名で呼ばれる
- 不まじめな態度、ふざけた質問をする

◎昼食時

- 好きな物を他の生徒にあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 弁当を一人で食べることが多い
- 他の生徒の机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる
- 笑顔がなく、黙って食べている

◎清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 目の前にゴミを捨てられる
- 一人で離れて掃除をしている
- 掃除をさぼることが多くなる

◎その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている
- 顔や手足にすり傷やあざがある
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごる

いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の生徒に裏で指示を出す
- 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う
- 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている
- 教師が近づくと、急に仲のよいふりをする
- 悪者扱いされていると思い、ムキ、乱暴になる
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- 友だちとの会話の中に差別意識が見られる
- 仲間同士集まり、ひそひそ話をしている
- 教師が近づくと、集団が不自然に分散する。

《年間指導計画》

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	未然防止、早期発見に向けて
4月	いじめ対策委員会 ・指導方針の確認 ・年間指導計画作成 職員会議 ※1		生活実態調査 ※7 個人面談・個人状況把握 ※8 教育相談2回実施	1 すべての教職員が、いじめ問題の重要性を認識する。 2 いじめ対策委員会を中心に、定期的に未然防止に向けた取組を行う。 3 各個人の様子を学年会議や生徒指導委員会等で情報交換を行い、職員会議や、職員研修会で取り上げて共通理解を図る。 4 各担任や部活動顧問が、いじめの問題を一人で抱え込むことなく、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で組織的に対応する。
5月	保護者向け啓発 (ネットいじめを含む) PTA総会、保護者会 ※2	人間関係づくり 学級・学年づくり 職員研修会 ※3	教育相談2回実施	
6月	「心のサポート」委員会①	(文化祭)	教育相談2回実施 自己評価アンケート ※9	
7月	保護者向け研修会 ※2	講演会 ※4 (3年球技大会)	いじめアンケート ※10 教育相談2回実施 三者面談 個別面談 個人状況把握	※1 職員会議 いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。適宜、在校生の状況報告をする。 ※2 保護者向け啓発／研修 ホームページや保護者会等を活用して、学校のいじめ防止基本方針を周知するとともに、保護者からいじめを含む様々な情報を収集する。また、市の生徒指導研修会にも積極的に参加してもらう。
8月		職員研修会		
9月	いじめ対策委員会 ・情報共有 ・2学期計画作成 「心のサポート」委員会② 職員会議		教育相談2回実施 褒める・励ます月間 ※11	※3 職員研修会(人権・情報等) 講師を招いたり、研修の実施方法を工夫するなど効果的な研修を実施する。人権・カウンセリング・いじめ、ネットいじめ、情報モラル等についての研修会を実施する。「いじめ未然防止プログラム」を活用する。 ※4 生徒向け講演会(人権・情報モラル等) 人権・情報モラル等について生徒向けに講演を実施し、倫理観を身につける。
10月		コミュニケーションづくり 講演会 (2年修学旅行)	個人面談・個人状況把握 生活実態調査 教育相談2回実施	
11月		※5 コミュニケーションづくり	教育相談2回実施	※5 コミュニケーションづくり 1学期、2学期を通して、クラスや学年の人間関係づくりについてLHR等で学習するとともに、ふるさと貢献活動等を通じ地域の方々や多くの先生方と交流を深める。 ※6 阪神淡路メモリアル行事(50km競歩大会) 地域及び小学校等と連携した避難訓練や炊き出し等の防災教育行事を実施するとともに、メモリアルウォークを行う。
12月	保護者向け研修会 ※2 「心のサポート」委員会③		三者面談・個人状況把握 教育相談2回実施	
1月	いじめ対策委員会 ・情報共有 ・3学期計画作成 職員会議	阪神淡路メモリアル行事 ※6 職員研修会	いじめアンケート 教育相談2回実施 自己評価アンケート	※7 生活実態調査 年度当初、大型連休明け、各学期始めに、休み中の状況把握と同時にいじめの実態把握のアンケートを実施する。 ※8 個人面談／個人状況把握 年度当初、各考査後等の区切りごとに個人面談を実施し、生活状況把握するとともに、クラス内の生徒状況を把握し、いじめが起こっていないかどうかを確認する。 ※9 自己評価アンケート 生徒の自尊感情を調査し、自己肯定率UPのために何が必要か検討し、改善していく。
2月		(マラソン大会)	生活実態調査 個人面談・個人状況把握 教育相談2回実施	
3月	いじめ対策委員会 ・本年度まとめ、課題検討 ・次年度の指導方針改善 ・次年度の指導計画修正	次年度に向けクラスづくり (1・2年球技大会)	教育相談2回実施	※10 いじめのない学校づくりアンケート 生徒、保護者を対象としたいじめ問題への調査を実施し、その調査状況を元に早期発見、早期対応に役立てる。 ※11 褒める・励ます月間 担任のみならず、他学年や専門部、管理職等多くの先生方が声かけすることにより、より良いコミュニケーション環境の構築と自尊感情育成の機会とする。

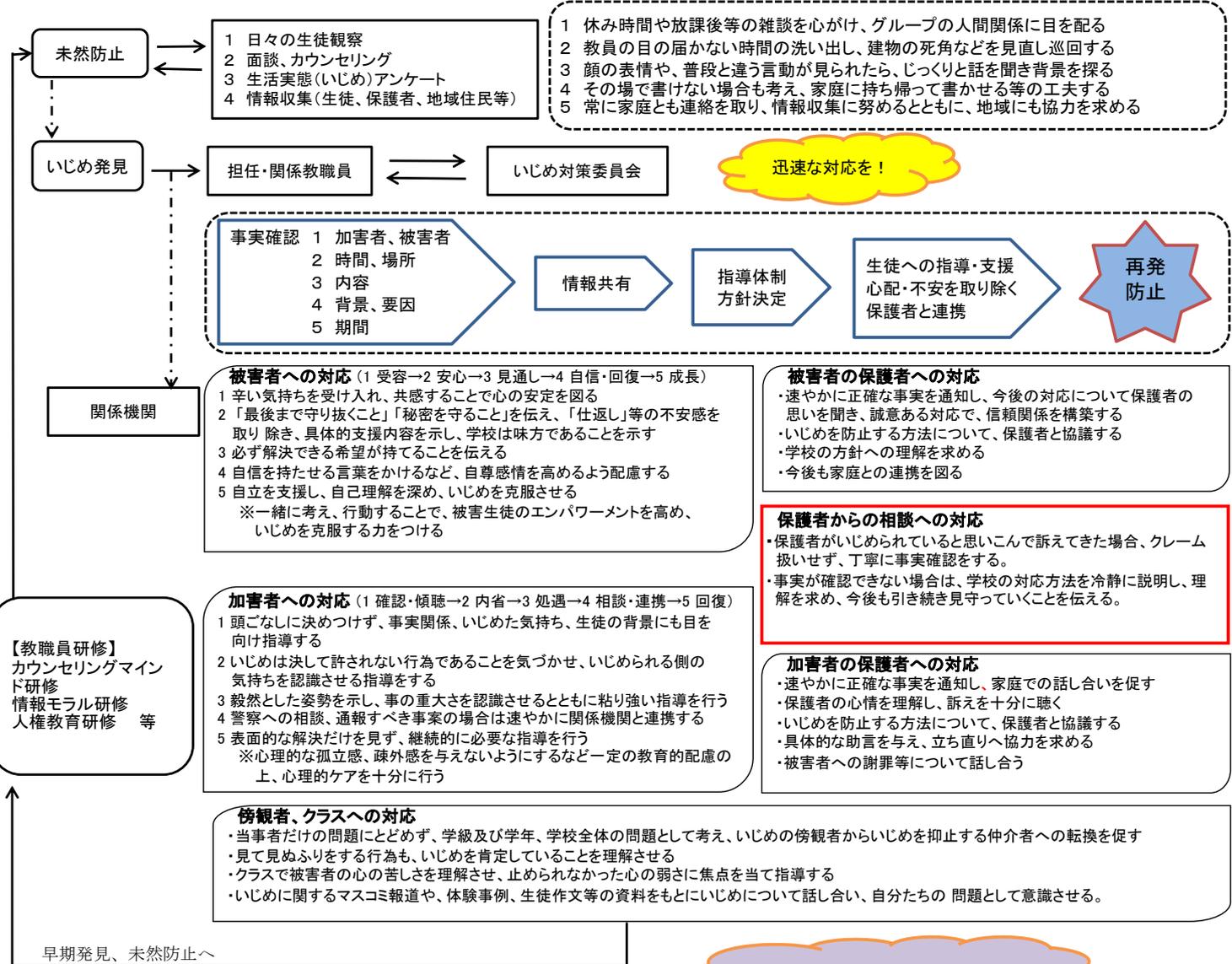
危機管理の心構え「さしすせそ」

さ:最悪を想定する
し:慎重に対処する
す:素早く対処する
せ:誠意を持って対処する
そ:組織全体で対処する

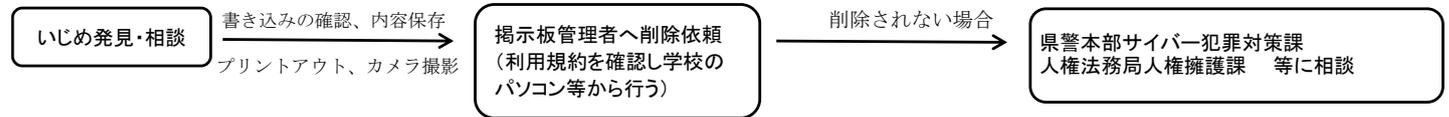
Ⅲ 組織的対応

いじめは未然に防ぐことが最良であるが、万一発見した場合にはいじめ対策委員会を中心に組織的に対応する。特定の教職員がひとりで抱え込んだり、隠したりすることなく、学年や学校全体で組織的に対応することが大切である。

取組にあたっては迅速な対応を心がけ、情報を得たその日のうちに方針を決定し対応することとする。ただし、重大事態や加害者、被害者の意識にずれのある場合、ネット関連、保護者対応のトラブル等については、把握した状況を十分に検討し、関係機関とも連携の上、慎重に対応する。



ネット上でのいじめが発生した時の対応



☆生徒への指導ポイント

- 1 掲示板等ネットでの誹謗・中傷等の書き込みを行うことはいじめであり、決して許されることではないこと
 - 2 匿名で書き込んでも、書き込みを行った個人が特定できること(重大犯罪につながり、悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されることもある)
 - 3 インターネットを利用する際にも、マナーがあり、マナーを守ることに自分へのリスクも回避されること
- ※スマートフォンでの使用については、十分に注意させる。特に、LINE、Facebook等で書いた誹謗・中傷は、一生消えずについて回ることや、GPSの位置情報によりストーリーカー被害にあったり、犯罪に巻き込まれることなど、セキュリティについても自分が被害に遭わないように十分に注意して使用することについて等指導する。
- ※その他、教職員の情報モラルへの指導力の向上や、保護者への啓発と家庭・地域との連携をすすめる。

いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事案(重大事態)が発生した場合

- ・直ちに、教育委員会に報告し、教育委員会の支援のもと、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、学校全体で組織的に対応し、事案の解決にあたる。
- ・事案の経緯、事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえて、迅速にいじめの解消を図る。
- ・被害生徒及びその保護者への対応、警察など関係機関との連携、保護者会の開催の有無など起こった事案に対する対応をする。
- ・緊急時のマスコミ対応については、管理職を窓口、「迅速性・同時性・均一性」を大切にして、誠実な対応に努める。
- ・キャンパスカウンセラー、保護司、人権擁護委員、所轄の警察など外部専門家が参加しながら実効的な解決を図る。